

第 2 回の委員会（H29. 9. 19）における議論と対応について

<第 2 章 食をめぐる現状と課題>

主な議論

【全体】

- 「現状と課題」の中に各種調査結果が記載されているが、出典(年次を含む)を示した方が良いのではないか。

⇒各調査結果に出典等を記載

【第 1 節 若い世代を対象とした食育】

- 「共食」の記述について、「ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童生徒の割合」が減少したのかしていないのかを、わかりやすく記述してはどうか。

⇒11 ページ グラフを折れ線グラフに変更し、変化がわかるようにした。また、記述については、「ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童生徒の割合についても、平成 25 年度と比較して小学生、中学生ともに横ばいの状況です。」として記載

【第 2 節 世界一の健康長寿を目指す食育】

- 健康寿命については、統一したほうが良いのではないか。

⇒17 ページ 健康寿命については、現在 3 通りの方法で算出されており、それぞれ年数に違いがある。また、独自の方式で算定・公表している地方自治体があるので、3 通りの健康寿命を記載することとした。

- 40 歳～69 歳の女性の肥満の割合の高さが指摘されている一方で、65 歳以上の女性の低栄養にも触れている。65 歳以上の女性の状況についての記述が必要ではないか。

⇒19 ページ 20 ページ 肥満・やせの状況については、年代別のグラフを示し、年代別の課題がわかるように修正。65 歳以上の女性の記述については、「低栄養傾向（BMI:20 以下）の高齢者」の割合は、女性で増加傾向にあります。高齢期になる前（働き盛り世代）から、自分の年代に適した食事の内容や量を理解できるよう、行政機関や関係者が連携して普及啓発に取り組む必要があります。」として記載。

<第4章 食育の取組と指標・目標の設定>

主な議論

【第1節 若い世代を対象とした食育】

- 保育園の栄養相談を進める中で、親への支援や情報発信をしているので、そのことも計画に書き込んではいかがでしょうか。

⇒41 ページ 「保育園・幼稚園・小中学校の取組」に、「食に関して課題を持つ子どもや保護者に対して、職員が連携して食事や健康に関する個別の相談に対応するほか、情報発信を進めます。」と記載

- 保育園、幼稚園、小中学校における食育計画の策定率は、100%になってきているが、形骸化している部分もあるので、計画の見直しについても書き込んではいかがでしょうか。

⇒41 ページ 「保育園・幼稚園・小中学校の取組」に、「それぞれの学校（園）ごとに策定した食育に関する計画を子どもの実態や、学習指導要領の改定等に合わせて定期的に見直します。」と記載

- 家庭や地域、市町村との連携を進める上では、学校での「お弁当の日」などの取組が継続できれば良いのではないか。

⇒41 ページ 「小中学校の取組」に、「保護者会やPTA、地域と連携し、親子料理教室の開催や「お弁当の日」等の調理体験を通して、子どもたちの食に対する関心を高めるとともに、料理ができるスキルを身につけます。」と記載

- 乳幼児期から青年期までの食育が途切れることなく、進められるためには、関係者が「つながる」ことが大切。そのためには、どこにお願いしたらよいかかわからないので、つながるための仕組み作りの必要性についても記述してはどうか。

⇒42 ページ 43 ページ 「市町村の取組」に、「乳幼児期～幼児期～学童期～思春期～青年期の食育が途切れることなく行われるよう、保育所や幼稚園、小中学校、食育ボランティア、企業などの関係機関が連携できるための仕組みを構築して食育を推進します。」として記載

また、「県の取組」に、「ライフステージに応じた食育が途切れることなく行われるよう、関係機関が相互に連携して食育を推進できるような仕組みづくりを支援します。」として記載

【第2節 世界一の健康長寿を目指す食育】

- 高齢者については、野菜がメインでなく肉なども食べるようにすることを書き込んだらどうか。

⇒45 ページ 「県民の取組」に、「高齢者(概ね 65 歳以上)については、低栄養の予防を意識し適量の主菜（卵類・肉類・魚介類・大豆・大豆製品）を摂ることを心がけます。」と記載

主な議論

- 後期高齢者になった時に食事の摂り方を変えるような呼びかけを食生活改善推進員や保健指導員などの皆さんに地域で広めていただくような取組を書き込んだらどうか。

⇒46 ページ 「市町村の取組」に、「高齢者の低栄養対策について、食育ボランティア等の関係者と連携しながら周知・啓発を図ります。」として食育ボランティアとの連携した低栄養対策について記載

【第3節 食の循環と地域の食を意識した食育】

- 食品ロスに関する啓発は重要だが、食事の持ち帰りについては、持ち帰った後の管理についても消費者が正しい知識を持つことが必要である。

⇒49 ページ 「県民の取組」に、「食品の安全性に関する正しい情報を得られるような場に参加します。」として記載

- HACCP の推進と合わせて、HACCP に関する消費者の理解を進めていくことができればより食品衛生についての理解が高まるのではないか。

⇒47 ページ 「関係機関の取組」に、「食品関係業者においては、HACCP の推進及び消費者の理解を進めるための普及啓発に努めます。」として記載

- 衛生管理や地産地消に取り組んでいる店の情報を利用する消費者にわかりやすく伝える必要があるのではないか。

⇒50 ページ 地産地消については、「信州農畜産物を扱う「おいしい信州ふーど（風土）」SHOP の情報を、広く県民に発信します。」として記載

51 ページ 衛生管理については、「長野県食品衛生監視指導計画」の中で実施していますが、情報発信については、食品衛生協会で行っている「食の安心・安全・五つ星事業」としてコラムに記載したい。

- 添加物やアレルギーについての正しい知識を伝える機会が必要ではないか。

⇒51 ページ 「県の取組」の「健康福祉部」の中の「食品の安全性の確保に関する的確な情報を提供し、県民、食品関連事業者等との意見交換（リスクコミュニケーション）を行います。」において、食品の安全性に関する情報として添加物及びアレルギーに関する情報や知識の普及を含む。

【第4節 信州の食を育む環境づくり】

- 関係機関・団体・NPO 等にとって、高齢者から幼児までが地域で集まる場での食育の取組は効果的ではないか。

⇒55 ページ 「関係機関・団体の取組」の中に「子どもから高齢者までが集う地域住民との交流の場を活用し、県民の食育活動への理解を深めます。」と記載